

貯水槽水道（受水槽・高置水槽）の所有者・利用者の皆さんへ

— おしらせ —

ビル、マンション、学校、病院などの多くは、水道水を貯水槽水道（受水槽・高置水槽）を通じて給水します。このような施設では、管理が十分でないと、水道の水が汚れる場合があります。安全で良質な水道水をお届けしても、受水槽が汚れていると、安心して水道水を飲んでいただくことができません。

受水槽に入るまでの水道水は水道事業者（市）が水質の管理をしていますが、受水槽以降の設備や水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

貯水槽水道の適正な管理について

貯水槽水道（受水槽・高置水槽）を設置している方は、水道法、向日市水道事業給水管理条例、京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領により適正な管理をお願いします。

